利益相反管理方針の概要

平成 21 年 6 月 1 日施行 令和 3 年 4 月 16 日改正 令和 7 年 10 月 6 日改正 丸八証券株式会社

丸八証券株式会社(以下「当社」といいます。)は、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4第1項第3号の規定にしたがい、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引(以下、「利益相反取引」といいます。)を適切な方法により特定・類型化し、お客様の保護を適性に確保するために利益相反取引を管理する体制を利益相反管理方針として策定いたしました。当社は、法令等にしたがい、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反取引

利益相反取引とは、金融商品取引法第36条第1項に定める当社が行う取引に伴い、お客様の得られる利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反取引の特定・類型化

当社は、利益相反取引をあらかじめ、以下のとおり特定・類型化します。

- ① 競合関係または対立関係にある複数の顧客に対し、資金調達やM&A にかかる助言等を 提供する場合(競合取引型)
- ② 顧客に対し、資金調達やM&A にかかる助言等を提供する一方で、当該顧客に対するプリンシパル投資、当該顧客から資産の購入その他の取引を行う場合(忠実義務型)
- ③ 顧客に引受けまたは有価証券発行に関する助言等を行いながら、他の顧客に当該有価証券の取引の推奨を行う場合
- ④ 資金調達にかかる助言の提供または与信先等である顧客に関する、投資リサーチを提供 する場合
- ⑤ 有価証券にかかる顧客の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘 定取引を行う場合(情報利用型)
- ⑥ 不良資産にかかる情報を有しながら、当該資産について自己勘定取引を行う場合
- ⑦ 顧客から売買注文等を受けた有価証券等について、自己勘定取引、引受けへの参加または受託者・運用者等を通じ、何らかの関与をしている場合
- ⑧ 自社発行の有価証券もしくは自己勘定において保有する有価証券を顧客に推奨・販売する場合または自己が運用を受託している顧客の資産に組入れる場合
- ⑨ 利害関係者が発行もしくは組成する有価証券を顧客に推奨・販売する場合または自己が 運用を受託している顧客の資産に組入れる場合。更に、これらについて自己がバックファ イナンスを行っている場合
- ⑩ 他社の役員その他会社の経営方針の決定に重要な影響を与えることのできる地位にある 従業員を擁している時に、当該会社の発行する有価証券にかかる取引を行う場合(忠実 義務型)
- ① 当社または当社関係者の従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興(非金銭的なものを含む)の供応を受ける場合(忠実義務に至る前段階型)
- ② 保護すべき顧客を相手方とする取引をする場合(自己代理型)

- ③ 保護すべき顧客の取引相手の側に立つ取引をする場合(双方代理型)
- ④ その他個別の事情から判断し、利益相反が生じ得ると認められる場合

3. 利益相反の管理方法

当社は、以下に掲げる方法を適宜選択、または組み合わせることにより、利益相反を管理いたします。

- ① 情報隔壁の設定による部門間の情報遮断
- ② お客様の利益相反取引の条件または方法の変更
- ③ お客様の利益相反取引の中止
- ④ 利益相反の状況についてのお客様への開示
- ⑤ その他取引に応じた適切な方法

4. 利益相反の管理体制

当社は、利益相反管理態勢の整備およびその運用等に関する事項を統括する者として、利益相反管理統括者を設置するとともに、適切な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理部署を設置いたします。利益相反管理部署は、利益相反管理に必要な情報を集約するとともに利益相反取引を特定、利益相反管理を適切に検証し、改善してまいります。

- 5. 利益相反の管理の対象となる会社は、以下のとおりです。
 - ○東海東京フィナンシャル・グループ

東海東京フィナンシャル・ホールディングス、東海東京フィナンシャル・ホールディングスの子会社および東海東京フィナンシャル・ホールディングスの関連会社等のうち、金融商品取引業者、銀行、共同組織金融機関および保険会社等ならびに外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業および保険業を行う者

以上